

## 歴楽会 規約

### (名称)

第1条 本団体名は「歴楽会」と称する。

### (目的)

第2条 本団体は、歴史について考えることを通して、本国内外の地域に興味を持ち、見識を深めていく。また、①歴史に関心のある人をつなぎ、歴史を学ぶことの楽しさを伝える。②浜田市内外の資料館や遺跡を訪れて、歴史を実際に体感する機会を作る。③地域との協力をして、歴史に対する正しい理解をする。以上を目的とする。

### (会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

### (会費)

第4条 会費は徴収しない。ただし、必要に応じて徴収するものとする。

### (役員)

第5条 本団体は以下の役員で構成する。役員任期は1年とし、年度末に部員の同意をもって改選するものとする。但し、再任を妨げない。

部長（1名） ・ ・ ・ 本団体を代表し、部員の模範となる行動を行うものとする。

副部長（1名） ・ ・ ・ 部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。副部長の人数については、部長が定めたときはその限りではない。

会計（1名） ・ ・ ・ 会計事務を処理する。部長と副部長が事故等若しくは不在の時はその職務を代行する。

### (決議)

第6条 本規約に定めのない事項については全部員の多数決によって決する。

### (改廃)

第7条 規約の改廃は、部員の3分の2以上の可決によって行う。

(入部)

第8条 入部については特に定めない。入部は部長が承認する。

(退会)

第9条 退会の条件は下記の通り

1. 自らが退部を表明したとき。
2. 島根県立大学の学生としてふさわしくない言動をとった場合、全部員の3分の2の可決をもって退会させるものとする。

(罷免)

第10条 部長の罷免

部長が役割を果たしていないと感じた際に、部長を除く部員が発議することが出来る。その場合、部長を除く3分の2以上の可決をもって罷免することが出来る。その際、部長が決まるまでの間、副部長が部長の役割を兼任する。

副部長や会計、他の役員も同様に行う。

(附則)

この規約は平成30年3月19日から施行する。